

2025 年 4 月 4 日

BPO（放送倫理・番組向上機構）

放送倫理検証委員会 御中

株式会社テレビ東京

「放送倫理検証委員会決定第 46 号」に対する取り組み等について

2025 年 1 月 17 日に放送倫理検証委員会決定としてご通知いただきました「テレビ東京『激録・警察密着 24 時！！』『鬼滅の刃』の模倣品捜査密着事案に関する意見」（以下「委員会決定」）を受けた当社の対応、及び従前から取り組んでいる再発防止策の実施状況について、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 委員会決定についての放送対応

当社は、委員会決定を真摯に受け止め、以下の放送及び配信で委員会決定をニュースとして伝えました。

(1) 委員会決定当日の放送及び配信

【放送】

- ・ テレビ東京「ゆうがたサテライト」16 時 56 分～ ※全国ネット
- ・ テレビ東京「WBS（ワールドビジネスサテライト）」23 時 27 分～ ※全国ネット
- ・ BS テレビ東京「NIKKEI NEWS NEXT」22 時 12 分～

【配信】

- ・ テレ東 BIZ テキスト配信（「Yahoo!ニュース」にも同時掲載）
- ・ テレ東 BIZ 動画配信（上記「WBS（ワールドビジネスサテライト）」の LIVE 配信及びアーカイブ動画のアップロード）

各ニュースでは、リード部分で「テレビ東京がおとし（2023 年）3 月に放送した『激録・警察密着 24 時！！』について、BPO（放送倫理・番組向上機構）の放送倫理検証委員会が放送倫理違反があったとの意見を発表しました」と、委員会決定の内容を伝えました。

続いて、番組が人気キャラクターの不正競争防止法違反事件を取り上げた中で、委員会が指摘した「3つの問題点」として、「①逮捕された4人のうち3人が不起訴になった事実に触れずに、刺激的な演出をした」「②『キャラクターをそのまま描いた商品を発注した』などと、事実でない内容を放送した」「③密着をうたいながら、番組の一部が事後撮影であったことを明らかにせずに放送した」ことにより、「放送倫理違反があった」と委員会が判断したことを伝え、「BPOの意見を真摯に受け止め、視聴者の皆様の信頼を損なうことのないよう、適正な放送への対策を講じ、再発防止に努めてまいります」との当社コメントで締めくくりました。

なお、2025年1月26日に放送した自己批評番組「ウオッチ！7」でも、5時27分から同様の内容を伝えました。

(2) 当社のコメント

委員会決定当日、以下のコメントを株式会社テレビ東京ホールディングス(以下「HD」)及び当社のウェブサイトに掲載しました(トップページにバナーを貼ることで広く目に留まるようにしました)。

BPO 放送倫理検証委員会の意見について

2023年3月28日に放送した「激録・警察密着 24時!!」について、本日、BPO 放送倫理検証委員会から、放送倫理違反があったとする意見が通知されました。当社はこれを真摯に受け止め、今後の番組制作に生かしてまいります。

本番組をめぐって当社はこれまで、不適切な内容があったことを深く反省し、2024年5月28日にはホームページでのお詫びに加え、お詫び放送をするなどの対応をしてきました。さらに、本番組を今後放送しないことも決めています。また、本事案の放送責任に照らして社内処分を実施し、社長、担当役員が報酬の一部を返上しました。再発防止の取り組みとして、放送前に番組をチェックする専門の部署を新設し、社内外の制作スタッフに対する研修を定期的に行っています。

当社は今回のBPOの意見を踏まえ、視聴者の皆様の信頼を損なうことのないよう、適正な放送への対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

2. 委員会決定内容の周知徹底

【グループ社員向け説明会】

委員会決定当日の16時30分から、テレビ東京グループの全役員・全社員を対象とした「グループ社員向け説明会」をリモートで開催しました。

まず、代表取締役社長が委員会決定の内容を伝え、テレビ東京グループが今後進むべき道について「反省すべき点を真摯に反省し、正確で信頼されるコンテンツ作りに邁進してほしい」とのメッセージを発信しました。続いて、コンテンツ担当役員とコンプライアンス担当役員から、委員会が指摘した具体的な問題点や要因、決定を受けた当社のコメント、再発防止策の現状などについて詳細な説明がありました。同説明会は、開催後2週間にわたりアーカイブ視聴も実施しました。

また、説明会に加え、委員会決定を再発防止に生かすべく、以下のとおり周知徹底と関係各所への報告を行いました。

日付(2025 年)	対象	方法	内容
1 月 17 日	グループ全役員・ 全社員・常勤スタッフ	グループ 全社メール	委員会決定及び当社コメントなど について送信
1 月 17 日	グループ全役員・ 全社員・常勤スタッフ	グループポ ータルサイト	委員会決定及び当社コメントなど について掲載
1 月 17 日	グループ全社社長・ 管理責任者	メール	委員会決定などを送信し、各社社員 にグループ社員向け説明会（以下 「説明会」）を視聴するよう周知徹 底を求める
1 月 17 日	全系列局の編成局長 （コンテンツ戦略局 長）及び東京支社長	メール	委員会決定及び当社コメントなど について送信し、各社幹部や制作現 場への速やかな共有を求める
1 月 17 日	制作局員	制作局会	委員会決定に先立ち、委員会決定の 必読を指示し、1 月 20 日の臨時制 作局会開催を通知
1 月 17 日	本件番組を制作した 制作会社	面談	制作会社を訪問し、当社役員から委 員会決定の内容について説明。う ち、「ひっ迫する制作体制」につい ては、より密度の濃いコミュニケー ションが必要との認識を共有。
1 月 17 日	監査役会	メール	委員会決定及び当社コメント、説明 会の内容などを報告
1 月 20 日	HD 社外取締役	メール	委員会決定及び当社コメントの内 容などを報告
1 月 20 日	制作局員	臨時 制作局会	委員会決定、特に「問題をもたらし た 4 つの要因」について詳細に説明 し、番組の点検を呼びかけ

日付(2025 年)	対象	方法	内容
1 月 31 日	グループ全体周知 (発行部数約 3000 部)	社内報 「テレト」	委員会決定の内容及び当社コメントなどを掲載
2 月 13 日	HD 役員	HD 取締役会で報告	委員会決定、当社コメント、説明会の内容、本件の経緯及び今後の対応などを説明
2 月 28 日以降 多数回実施	各制作部門の 定例会議メンバー (制作局、アニメ局、 報道局、配信ビジネス 局、スポーツ局、コン テンツ戦略局)	部署ごとの定 例会議で説明	コンテンツ審査室 ¹ が各制作部門の 定例会議に参加し、委員会決定の内 容などを説明して改めて周知徹底 を図る

3. 放送番組審議会での議論

放送番組審議会では、委員会決定に先立ち、本件番組について議論を重ねてまいりましたが、委員会決定を踏まえ、改めて以下のとおり対応しました。

- ・ 2025 年 1 月 17 日、すべての委員へメールで委員会決定の全文を送付し、グループ社員向け説明会を行ったことなどについて報告しました。
- ・ 2025 年 2 月 14 日に開催した放送番組審議会において、委員会決定全文や当社コメントをもとに、委員会決定の詳細を改めて説明しました。また、委員からは以下のような指摘がありました。
 - 制作者の意識改革と並行して、ひっ迫する制作体制の実態把握と対策に努めてほしい。
 - チャレンジ精神を失わないためにも、コミュニケーションを取り合うことが大事だ。
 - 再発防止のために実施している勉強会を形骸化させないよう、意識の変化を定期的に測定するなどして実効性を高めてほしい。

これを受けて当社は、「意見を真摯に受け止め、引き続き再発防止に注力する。番組作り全般において価値観をアップデートしなければならない。丁寧なコミュニケーションや勉強会の充実化などを図り、意識レベルの引き上げに尽力したい」と放送番組審議会の議論を一層の改善につなげていく旨を述べました。

上記の放送番組審議会における委員の発言と当社の受け止めは、2025 年 2 月 23 日の「ウオッチ！7」で放送したほか、当社ウェブサイトにも概要を掲載しています。

¹ 2024 年 8 月 1 日、「コンテンツ審査室」を新設し、コンテンツ全般のチェックを行っています。「5. 再発防止に向けて」でも詳しく触れています。

なお、「ウオッチ！7」とは、テレビ東京自身が自局の放送番組を検証し、月1度開催の放送番組審議会の様子も丁寧に取り上げ、視聴者との信頼関係をより強くするための自己批評番組です。

4. BPO 委員を招いた勉強会

2025 年 3 月 6 日、BPO 放送倫理検証委員会の井桁大介委員、長嶋甲兵委員を招き、1 時間 30 分にわたり勉強会を開催しました。テレビ東京グループ社員に加え、本件番組を制作した制作会社も出席し、対面で 79 名、リアルタイム配信で 95 名、アーカイブ配信で 225 名（当時の申込者ベース。現在も配信中）がそれぞれ参加しました。

委員からは、委員会決定の内容をご説明いただいたほか、当社からの質問に対しお答えいただきました。

「今回の番組の一番の問題は何だったと考えるか」という質問には、近年の人権意識の高まりへのアップデートができておらず、「取材相手を手段的に扱ってしまったところ。それが根幹にあったことで“モザイク信仰”などにつながったのではないか」とのご意見をいただきました。また、「リップマンの言葉になぞらえてエールを送りたい」と締めくくられた意見書について、参加した社員から「救われる思いで受け止めたが、そこに甘んじてはいけないと思う」などの発言がありました。

同一制作会社に依頼している別番組と制作会社の人員を融通し合う際、局側で担当者同士の連絡、連携を行うことも、バックアップの例として挙げていただきました。

また、本件番組の問題点が最初に指摘された際、丹念な内部調査ができていなかったとの指摘があり、制作現場を守る意味でも「局の対応はしっかり行ってほしい」とのご指導をいただき、この点も真摯に受け止めております。

一方、「やらせ、ねつ造ではなかった」といった言葉も委員から頂戴し、今回の委員会決定を機に、より良い番組制作に向けた取り組みへの意識を高めることができたと考えております。

5. 再発防止に向けて

当社は、コメントにも記載のとおり、かねてより再発防止に努めてまいりました。

【「コンテンツ審査室」の新設】

再発防止を目的として、2024 年 8 月 1 日付で「コンテンツ審査室」を新設し、チェック体制の強化を行いました。「コンテンツ審査室」は、放送番組はもとより、配信や CM を含めたコンテンツ全般のチェックを担い、独立した立場から放送の適正化を図っています。室長以下 15 名で構成され、報道局経験者を複数配置したほか、本件番組の当該部署である制作局員 4 名も兼務として加わることで、制作局の意識啓発と底上げにも取り組んでいます。

【『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会】

2024 年 5 月 28 日に実施したお詫び放送の直後から、『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会」とする勉強会を定期的に行ってまいりました。

上記勉強会には、テレビ東京グループ社員のほか、複数の制作会社も含め、毎回約 300 名、のべ 2000 名以上が参加しました。また、グループポータルサイトにアーカイブ動画を掲載し、いつでも繰り返し視聴可能な状態としています。

『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会

回	開催日	テーマ	講師
1	2024 年 5 月 31 日	・「犯人視しない」放送とはー	報道局
2	2024 年 6 月 21 日	・取材される側の権利	HD 法務部
3	2024 年 7 月 26 日	・放送倫理から見たモザイク ・「モザイク」が投げかける問題	番組審査部（当時） 報道局
4	2024 年 8 月 2 日	・モザイクの問題点（後編） ケーススタディ&ディスカッション	外部弁護士 報道局 コンテンツ編成部
5	2024 年 9 月 27 日	・審査室の役割と今後の方針 ・新しいコンテンツの審査について	コンテンツ戦略局 コンテンツ審査室
6	2024 年 11 月 6 日	・一般人を取材するときの注意点 ・制作現場からの Q&A	外部弁護士 コンテンツ審査室
7	2024 年 12 月 11 日	・制作現場からの Q&A（第 2 弾）	外部弁護士 コンテンツ審査室
8	2025 年 3 月 6 日	・BPO 放送倫理検証委員会の 委員を招いた勉強会	井桁大介委員 長嶋甲兵委員

※BPO 委員を招いた勉強会は、上記勉強会の第 8 回として実施しました。

【「問題をもたらした 4 つの要因」への取り組み】

委員会決定では「本件放送は全体として多くの問題をはらむ」として「直接的な原因がリカバリーされることなく最終的に放送に至った」ことに対する「問題をもたらした 4 つの要因」をご指摘いただきました。

- ① 強力な“モザイク信仰”
- ② “三方良し”に潜む“当事者”の不在
- ③ ひっ迫する制作体制
- ④ 繰り返された“ステレオタイプ”

委員会決定後、当社は上記の「4つの要因」を特に意識した再発防止策にも取り組んでまいりました。

(1) 「強力な“モザイク信仰”」について

厳重なモザイク及び音声加工を施せば個人特定ができないとする誤った考え方が浸透してしまっていたため、番組外の情報から個人が特定される可能性に気づくことができず、それが不適切な放送内容に繋がったとのご指摘をいただいたと認識しております。

この点に関して、委員会決定前に実施した第2回から第7回までの勉強会においてもモザイクについて取り扱い、議論を深めました。特に、第3回及び第4回の勉強会では、モザイクをメインテーマとして取り上げ、実践的なケーススタディやディスカッションなどを実施しました。例えば、「ごく少数の知人などには特定されるような状況で、どこまで特定されていると捉える必要があるのか」といった参加者の発言を受けて、具体例に基づき、制作局や報道局など現場に携わる参加者同士で活発な意見交換が行われました。個人が特定されるかどうかという点にとどまらず、ロケ時の通行人の事例、手錠の事例、凄惨な現場の事例ほか様々な場面について、他局を含む実際の番組を比較しながら検討し、そもそも原則としてモザイクに頼らない番組作りをすべきであることなど、モザイクのあるべき使い方に立ち返った確認・議論をすることもできました。

また、委員会決定において指摘された「4つの要因」について、当該部署である制作局内の各部（計6部）でそれぞれグループディスカッションを行いました（以下「制作局ディスカッション」）。そこでは、「モザイク信仰」に関しては、「モザイクなどの処理ではなく映像自体を使わない対応を意識している」という例や、「取材対象者と放送可能な範囲についてこまめにコミュニケーションを取って確認している」例などが共有されました。勉強会をきっかけに、「何でもモザイクをかければ良いという思考は止めた」という声もあり、現場での意見交換の重要性を再認識した次第であり、今後も“モザイク信仰”からの脱却を進めるべく地道に取り組んでまいります。

(2) 「“三方良し”に潜む“当事者”の不在」について

「激録・警察密着 24時!!」は警察、テレビ局及び視聴者の三者にとってメリットがある一方で、逮捕や摘発の当事者の存在が軽視されており、裏付け取材が不十分であったとのご指摘をいただいたと認識しております。

この点に関して、委員会決定前に実施した第1回勉強会においては、「迷ったらモザイクをかけておこう」といった事なかれ主義（これは上記“モザイク信仰”の一態様ともいえると考えております）に陥らないために、無罪推定の原則について改めて確認し、事件の処理において不起訴となるケースが6割を超えることなどを具体的に理解することで、被疑者などを犯人視しない放送のあり方を改めて確認しました。また、第2回

勉強会では、「取材される側の権利」をテーマに、名誉権、プライバシー権、肖像権などについて、改めてその概念と重要性を確認しました。

さらに、再発防止の一環として 2024 年 12 月には「番組制作ガイドライン」を改訂し、取材対象者への配慮、裏付け取材の重要性、ねつ造・やらせ・歪曲は絶対にしないこと、モザイク・ボカシの扱いなどを明確にするとともに、現在に至るまで、当該ガイドラインの周知徹底を図っております。

2025 年 3 月に行った「制作局ディスカッション」では、犯罪の嫌疑がある場合のみならず、第三者への誹謗中傷になり得る内容がある場合（例えば、取材対象者の元恋人・元配偶者に対する非難や愚痴）にも留意しているとの声が多く、ただ、「双方への許可を必須とすると番組作りが難しく悩ましい」など、率直な意見交換がなされました。委員会決定を受けて「スタッフを増員し、事実やロジックのチェックを複数名で行うようにしている」という番組もありました。

(3) 「ひっ迫する制作体制」について

本件番組についてねつ造を疑われることになってしまった一因は、制作会社のディレクターの多忙により適切な引継ぎがなされなかったことにあり、テレビ局として制作会社の体制についてもビジネスと人権上の一定の責任があるのではないかとのご指摘をいただいたと認識しております。

この点に関して、制作会社のバックアップの一環として、制作会社向けの「プロデューサー研修会」も行っています。これは、制作会社のプロデューサー・演出を招いて、様々なトラブル事例の共有、コンテンツ審査室による考査事例報告などを通じて、時代に即した番組制作のあり方やコンプライアンスについて勉強する会です。2025 年 2 月 7 日に行った直近の研修会においては、実際にロケ取材現場で日々働く若手ディレクター・アシスタントディレクターを対象にした新たな勉強会を新設して、「若手制作者」「プロデューサー・演出」と対象を分けた 2 部制で開催し、制作会社の若手のバックアップにも取り組みました。83 社、のべ 461 名が参加し、計 2 時間 30 分にわたり行われた当該研修会では、委員会決定の内容に触れつつ、「人権」「差別」「国際」「医療」「動物」「食」「法律」「広告の識別」「登録商標」といった様々な分野にまつわる放送事例に関し、昭和の常識が令和では通用しない可能性があることなど、分かりやすさを重視しながら説明を行いました。さらに、テレビ東京グループにおける人権方針を説明し、制作会社においても一人ひとりが安心して働ける職場環境の整備をお願いするとともに、制作会社も利用可能なテレビ東京グループの内部通報窓口についても、通報・相談による不利益がないことを説明のうえ、改めて周知しました。このように当社と制作会社とのコミュニケーションの機会を増やすこと自体が、制作会社のバックアップにつながると考えております。

特に本件番組を制作した制作会社の番組については、当社グループの制作会社を加

えるなどして体制をバックアップしています。また、「制作局ディスカッション」では、「時間的制約やスタッフの人員不足がある」ものの、「制作会社と密に連携し、特に現場のディレクターやアシスタントディレクターと会話して、個人の状況を把握するよう意識している」といった声や、「ロケから納品までの期間に余裕を持たせるようにしている」などの取り組みが共有されました。

前述の「番組制作ガイドライン」にも、制作過程における「安全の最優先」の中に、プロデューサーは、局制作番組はもちろん発注番組においても、ロケのスケジュールや取材内容など制作過程を把握することを新たに盛り込みました。当該ガイドラインは、日頃の番組制作の拠り所となるものであり、当社の番組制作に携わる各制作会社にも広く周知して内容を共有しております。

(4) 「繰り返された “ステレオタイプ”」について

本件放送が複雑で難しい事案であったにもかかわらず、これまで積み重ねてきたであろう逮捕と犯罪者を安直に結びつける構図にとらわれ、事実確認が疎かになっていたとのご指摘をいただいたと認識しております。

「制作局ディスカッション」では、「大切な部分を重んじながらも、常に進化する姿勢が大切」「制作者は視聴者にわかりやすく伝えようとするため、ステレオタイプに頼る側面があり、そうであるからこそ、どこまで定型を保ち、どこから定型を崩すかという点を自覚する必要がある」などの考え方が共有されました。また、委員会決定を受け、「時代とともに変化する価値観から取り残されていないかという視点を一層強く持った」（例えば、とりわけ長寿番組においては「以前（当初の放送時に）良かったので良いという発想はなくし、再放送であっても事前に内容を検証している」といった例が多く共有されました。

6. 終わりに

当社は、委員会決定を真摯に受け止め、以上のような対応を行ってまいりました。今後とも社内で引き続き議論を深め、当社や制作会社の現場の声を丁寧に拾い上げて再発防止策やバックアップ策を維持・強化したいと考えております。

テレビ東京は、「あたりまえ」に挑み続けることを使命として謳っています。「激録・警察密着 24 時！！」は今後放送しないことを決めたものの、ご指摘をいただいた「4 つの要因」に真摯に向き合い、「テレビ東京らしい」新たな発想の番組を制作したいと考えております。

また、当社は、開局 60 周年を機にテレビ東京のあるべき姿を再定義し、「ちょっといい明日のために。」をタグライン（キャッチコピー）として、パーパス（テレビ東京の存在理由）を「心を温かく、時に熱く。一人ひとりに深く届け、ちょっといい明日へ。」と定めています。視聴者の皆様はもちろん、取材・放送の対象となる方々や制作会社の方々を

含めた、多くの皆様一人ひとりに深く届くよう、委員会決定の最後にお送りいただいたエールをしっかりと受け止め、番組制作に誠実に取り組んでまいります。

以上